

3. 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現

① 中小企業者並びに官公需適格組合への発注増大と官公需施策の普及徹底

各発注機関は、「平成19年度国等の契約の方針」に示された中小企業者向け発注目標額を上回る契約実績の確保に努めること。また、中小企業者向け発注目標額の中に官公需適格組合に対する発注目標を設定し、これを実行すること。さらに、官公需施策の普及徹底を図るとともに、地方公共団体に対し国と同様の「契約の方針」を策定するよう要請すること。

② 官公需適格組合の与信並びに実績等の適正な評価

入札ボンド制度について、組合員の与信を合算して官公需適格組合の与信とすること。また、総合評価方式の導入についても組合員の技術力、施工実績等を合算して評価すること。さらに、ライフライン確保等地域社会への貢献実績についても評価し、官公需適格組合の受注機会の確保を図ること。

③ 適正価格による発注

国等の発注においても最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を厳格に運用すること。特に、大企業による低価格入札は不当廉売として捉え、必要な措置を講じること。また、予定価格の積算に当たっては、原油・原材料価格の高騰等に配慮し、中小企業の経営基盤を損なわない適正価格での発注を行うこと。

④ 分離・分割発注の推進、地元中小企業者等の優先活用

各発注機関は、可能な限り分離・分割発注の推進に努めること。また、地域経済活性化のため、地元の中小企業者並びに官公需適格組合を優先的に活用すること。

⑤ 随意契約制度の活用

各発注機関は、少額随意契約、組合随意契約等法令により実施が可能なものについては積極的な活用を図り、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。

⑥ 国等の契約の方針について

国等の契約の方針で定められている中小企業官公需特定品目の見直しを行い、中小企業者の実態に即したものとするとともに、役務については新たに「中小企業官公需特定業種」制度を設けること。また、官公需情報の収集・提供方法を抜本的に見直すとともに、必要な予算措置を講じること。

⑦ 官公需適格組合制度について

官公需適格組合の受注機会の確保を図るため、以下の項目について改善を図ること。

- (1) 官公需適格組合について、地方公共団体においても国と同様の「総合点数の算定特例制度」を導入し、組合の評価を適正に行うこと。
- (2) 建設業の官公需適格組合の監理技術者について、組合員企業からの在籍出向を認めること。
- (3) 建設業の官公需適格組合の証明有効期間を3年間とすること。
- (4) 官公需適格組合証明を有する建設業協業組合の点数について、30%の範囲内でプラス調整を可能とすること。

⑧ 電子入札の導入について

電子入札等の推進に当たっては、中小企業者の受注機会を損なうこととならないよう説明等の徹底を図ること。また、電子入札の導入が競争性を過度に助長しないよう配慮すること。

⑨ 公共調達制度の見直し

公共調達制度全体の見直し・改善を行い、価格だけでなく、品質・安全性の確保、地域経済の活性化、地元中小企業者の育成等も踏まえて総合的に受注者を決定する制度の導入を検討すること。

Ⅲ. 持続的発展を図るための政策の展開

1. 事業承継税制の確立など中小企業の経営基盤強化のための税制の拡充

① 事業承継税制・法制的確立と環境整備

- (1) 包括的に事業用資産を事業後継者へ承継するため、相続税の非課税措置を柱とする中小企業のための事業承継税制を確立すること。
- (2) 取引相場のない中小会社の株式等に係る評価方法を改善すること。
- (3) 事業後継者への円滑な交代を図るため、事業承継のための相続法制を整備すること。
- (4) 中小企業における後継者教育をサポートするための各種支援策を拡充すること。

② 適用期限が到来する中小企業関係税制の延長

- ① 中小企業投資促進税制（対象設備の拡大、税額控除制度に係る資本金要件の引上げ、特別償却率及び税額控除率の拡大を含む）
- ② 中小企業者等の少額減価償却資産の特例
- ③ 中小企業技術基盤強化税制（税額控除限度額の引上げ等を含む）
- ④ 創業5年以内の中小企業者に対する欠損金の繰戻し還付措置
- ⑤ 中小法人の交際費の損金算入の特例（損金算入限度額の引上げを含む）
- ⑥ 経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用措置
- ⑦ 人材投資促進税制（中小企業に配慮した制度の改善を含む）
- ⑧ 情報基盤強化税制（対象の拡大を含む）